

住宅改修費支給申請の流れ

ケアマネージャー
などに相談

- 要介護（要支援）認定を受けていない場合は、認定申請を行い認定を受ける。
- ケアマネージャー等同席のもと、工事業者と相談する。

糸島市へ
事前に申請

提出書類

- 居宅介護（介護予防）住宅改修事前確認届
- 見積書（内訳の明細が分かるもの）
- 介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書
- 改修の内容が確認できる平面図
- 住宅改修前の写真（撮影日が分かるもの）
※改修後のイメージを記入してください。また、段差解消の工事には段差にスケールを当てた写真を撮影してください。
- 所有者の承諾書（改修を行う住宅の所有者が被保険者でない場合）

糸島市より
「事前確認届控え」の受領

事前提出書類の確認には1～2週間程度かかります。確認が完了したら、市から「事前確認届控え」で通知します。（事前確認届の提出者宛に郵送します。）必ず市の確認が完了してから、着工してください。
※事前確認届提出時から工事の内容に変更がある場合は必ず着工前にお知らせください。

糸島市へ
工事後の申請

提出書類

- 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- 領収書（宛名は被保険者本人のフルネームで）
※写しをいただき、原本はお返しします。
- 費用明細書
- 住宅改修後の写真（撮影日が分かるもの）

糸島市へ請求

提出していただいた支給申請書の確認が完了したら、市から被保険者宛に支給決定通知書をお送りします。

支給決定が下りた後に市へ請求書を提出してください。請求書はホームページよりダウンロードできます。